

# ごかの お知らせ

(No.479)

## お知らせ

### 町内交通危険箇所確認作業の実施について

(生活安全課)

毎年、この時期になると道路上に木の枝や竹等が伸び、交通標識やカーブミラーなどに覆い被さり、道路の見通しが悪くなり、交通安全上非常に危険になります。

道路に面した宅地や山林の土地所有者におかれましては、交通安全確保のため、道路に伸び出した木の枝や竹等のこさ切りをお願いします。

また、今年度も境地区交通安全協会五霞支部並びに境警察署による『交通安全危険箇所の確

認作業』を8月2日(日)に実施します。

当日の主な活動は、町内を巡視し、交通標識やカーブミラー等の交通施設の設置・破損状況を確認することですが、木の枝や竹等の伸び出しにおける交通危険箇所があった際は、土地所有者の方に連絡する場合がありますので、何卒ご理解ご協力をお願いします。

○お問い合わせ

生活安全課 くらし安心G  
☎(84) 3618 (直通)

### 今年金婚式(入籍50年目)を迎える方へ

(健康福祉課)

9月20日(日)に高齢者福祉大会を開催します。

その中で、今年入籍50年目を迎えられるご夫婦をお祝いしますので、お申し込みください。

○対象者 今年度金婚(入籍50年目)を迎えられる町内在住のご夫婦(昭和40年4月1日から昭和41年3月31日までに入籍のご夫婦)

○お申し込み期間

8月31日(月)まで

○注意 期日までにお申し込み

いただいた方をお祝いしておりますので、対象の方は忘れずにお申し込みください。

○その他 五霞町に本籍地がな

い方は、戸籍謄本(婚姻期日が明記されているもの)をご持参ください。

○お申し込み・お問い合わせ

健康福祉課 高齢者支援G  
☎(84) 0006 (直通)

### 平成27年度

#### 臨時福祉給付金

(健康福祉課)

臨時福祉給付金は、平成26年4月の消費税率引上げによる影響を緩和するため、所得が低い方々に対し、暫定的・臨時的な措置として実施するもので、平成27年1月1日時点で住民票があった市町村から支給されます。対象となると思われる方には、8月下旬頃に臨時福祉給付金申請書(請求書)を送付します。

【支給対象者】

平成27年度分の住民税(均等割)が課税されていない方  
※住民税において、どなたかの扶養となつている場合や生活保護の受給者である場合などは、対象とはなりません。

【支給額】

対象者一人につき6千円

【提出書類】

①臨時福祉給付金申請書(請求書)

②申請者の方の公的身分証明書(住民基本台帳カード・運転免許証・パスポートなど)

③受取口座の通帳またはキャッシュカードの写し  
※内容により添付が不要となる場合があります。

【申請受付期間】

9月1日(火)～

平成28年2月1日(月)

※期間内に申請が行われなかった場合、給付金を支給できませんのでご注意ください。

○お問い合わせ

健康福祉課 社会福祉G  
☎(84) 0006 (直通)

### 国民健康保険税の支払い方法は変更できません

(町民税務課)

国民健康保険税を特別徴収(年金から直接天引き)により納付をいただいている方は、申し出により支払い方法を口座振替へ変更することができます。

なお、申し出の時期により特別徴収からの切替時期が変わりますので、ご注意ください。また、すでに申し出をされている方は手続きの必要はありません。

○お問い合わせ

町民税務課 税務G  
☎(84) 1966 (直通)